

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

契約を締結した施設	物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
											公益法人 の区分	国認定、都 道府県認定 の区分	応札・応 募者数	
東京国立博物館	着物展示用マネキン 一式	独立行政法人国立文化財機構 分任契約担当役 東京国立博物館総務部長 竹之内勝典 東京都台東区上野公園13-9	令和7年5月7日	株式会社トーマネ 東京都中央区銀座1丁目11番1号	6010401019517	会計規程第16条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を 許さないとき。	-	4,164,600	-	-	-	-	-	
東京国立博物館	東京国立博物館展示作品解説に 関する来館者調査	独立行政法人国立文化財機構 分任契約担当役 東京国立博物館総務部長 竹之内勝典 東京都台東区上野公園13-9	令和7年5月21日	株式会社文化科学研究所 東京都渋谷区代々木一丁目4番7号 光ビル4階	8010401025918	会計規程第16条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を 許さないとき。	-	3,993,000	-	-	-	-	-	企画競争
東京国立博物館	東京国立博物館紹介手話動画制 作業務	独立行政法人国立文化財機構 分任契約担当役 東京国立博物館総務部長 竹之内勝典 東京都台東区上野公園13-9	令和7年5月29日	株式会社サンドプラス 東京都中央区銀座七丁目13番6号サ ガミビル2階	9010001229835	会計規程第16条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を 許さないとき。	-	2,799,999	-	-	-	-	-	企画競争
京都国立博物館	京都国立博物館不活性ガス(窒 素)及びハロゲン化物消火設備点 検業務委託	独立行政法人国立文化財機構 分任契約担当役代理 京都国立博物館館長 松本伸之 京都府京都市東山区茶屋町527	令和7年5月30日	株式会社コアツ大阪支社 兵庫県伊丹市北本町1-310	2140001078292	会計規程第16条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を 許さないとき。	-	9,240,000	-	-	-	-	-	
奈良国立博物館	ドコモ移動基地局の設置運用業 務一式	独立行政法人国立文化財機構 分任契約担当役 奈良国立博物館副館長 城田由二 奈良県奈良市登大路町50	令和7年4月16日	株式会社NTTドコモ関西支社 大阪府大阪市北区梅田1丁目10番1号	1010001067912	会計規程第16条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を 許さないとき。	-	2,919,400	-	-	-	-	-	
奈良国立博物館	X線装置定期点検業務 一式	独立行政法人国立文化財機構 分任契約担当役 奈良国立博物館副館長 城田由二 奈良県奈良市登大路町50	令和7年4月16日	横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番 地32号アクアリアタワー横浜1F コメットテクノロジー・ジャパン株式会 社	9020001055792	会計規程第16条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を 許さないとき。	-	6,300,000	-	-	-	-	-	
九州国立博物館	九州国立博物館開館20周年記念 特別展「九州の国宝 きゅーはく のたから」輸送業務 一式	独立行政法人国立文化財機構 分任契約担当役 九州国立博物館副館長 小泉恵英 福岡県太宰府市石坂4-7-2	令和7年4月22日	日本通運株式会社 福岡ロジステイ クス支店 福岡県福岡市博多区下呉服町1番1 号	4010401022860	会計規程第16条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を 許さないとき。	-	12,166,000	-	-	-	-	-	
奈良文化財研究所	令和7年度文化財用高エネルギー X線CT装置用寿命部品交換 一 式	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所分任契約担当役 研究支援推進部長 樋口理央 奈良県奈良市二条町2-9-1	令和7年5月14日	株式会社日立ハイテク 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号	4010401021648	会計規程第16条第1項第2号 契約の性質又は目的が競争を 許さないとき。	-	17,765,000	-	-	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。